

学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要

1. 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第39号)

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (平成30年文部科学省令第35号)

1. 学習者用デジタル教科書の要件:

- ① 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。

(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)

- 2. 学習者用デジタル教科書を使用する際の基準は告示において定める。

- 3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる事由：
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの。

3. 学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件

(平成30年文部科学省告示第237号)

1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準：

- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと。

※学習者用デジタル教科書の導入は段階的に進めるため、まずは、紙の教科書を主として用いる

- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。

2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準 (1. の基準に加え)：

- ① 障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。
- ② 紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業が、各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

施行期日

平成31年4月1日

学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（概要）

1. ガイドラインの趣旨等

各学校・教育委員会や個々の教師が、それぞれ創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容へのアクセシビリティを高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することを目指す。

2. 学習者用デジタル教科書の制度概要

(1) 学習者用デジタル教科書に関する法令改正の概要 等

3. 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について

(1) 新学習指導要領におけるICTの活用の在り方

新学習指導要領の実施を見据え、「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」や「第3期教育振興基本計画」において、ICT利活用のための基盤の整備を推進。

(2) 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例

- 学習者用コンピュータでを使用することにより可能となる学習方法
(拡大表示, 書き込み, 保存・表示, 機械音声読み上げ, 背景色・文字色の変更・反転, ルビ 等)
- 他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより可能となる学習方法
(音読音声, 文章や図表等の抜き出し, 動画・アニメーション, ドリル・ワークシート 等)
- 他のICT機器等と一体的に使用することにより可能となる学習方法
(大型提示装置等に画面表示, ネットワーク環境を利用して書き込み等を共有 等)

(3) 学習者用デジタル教科書の活用方法の例

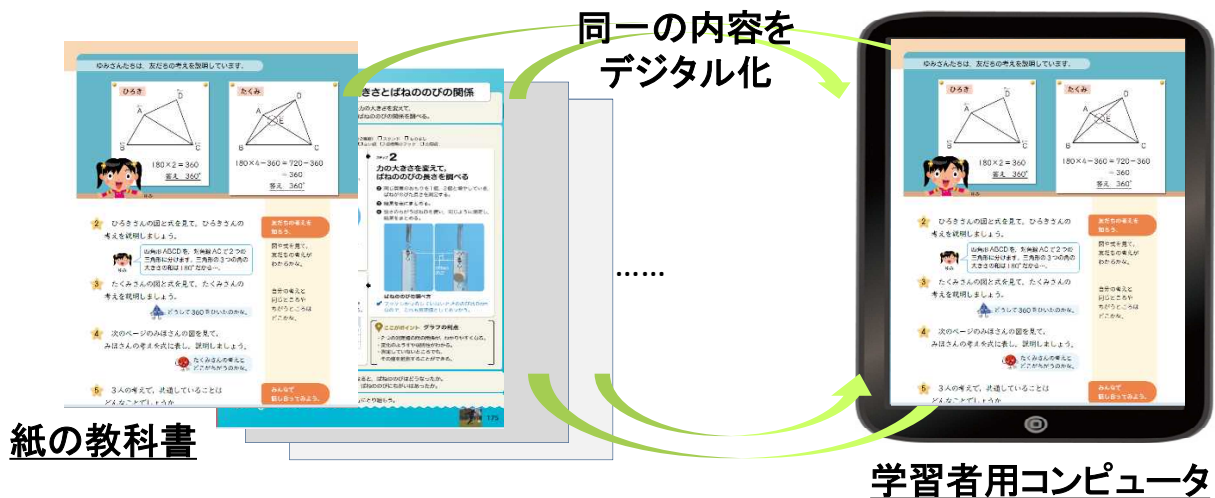
- 個別学習の場面
(試行錯誤する, 写真やイラストを細部まで見る, 学習内容の習熟の程度に応じた学習を行う)
- グループ学習の場面
(自分の考えを見せ合い共有・協働する)
- 一斉学習の場面
(前回授業や既習事項の振り返りを行う, 必要な情報のみを見せる, 自分の考えを発表する)
- 特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減
(教科書の内容へのアクセスを容易にする)
- その他
(学習内容の理解を深めたり興味関心を高めたりする, 教師の教材準備や黒板への板書の時間を削減し児童生徒に向き合う時間を増やす, 児童生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握する)

4. 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について

- (1) 学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点
- (2) 学習者用デジタル教科書を使用する教職員の体制等の留意点
- (3) 児童生徒の健康に関する留意点
- (4) 特別な配慮を必要とする児童生徒等が使用する際の留意点
- (5) 学習者用デジタル教材についての留意点
- (6) ICT環境についての留意点

学習者用デジタル教科書のイメージ

＜学習者用デジタル教科書＞



＜学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット＞

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
 (例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
 総ルビ、検索、保存 等
- デジタル教材との一体的使用
 (例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

国語

本文を自由に切り取り
試行錯誤

算数

立体図形の展開／回転

外国語活動

発音を音声認識して
自動チェック

理科

理解を促進するための音声・動画

社会

＜特別支援教育等における活用例＞

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等